

千葉県職員安全衛生管理規程

昭和 58 年 9 月 1 日

訓令（甲）第 10 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 総括安全衛生管理者等(第 6 条—第 16 条)
- 第 3 章 衛生委員会等(第 17 条—第 26 条)
- 第 4 章 健康管理(第 27 条—第 32 条)
- 第 5 章 職員健康審査会(第 33 条)
- 第 6 章 雑則(第 34 条・第 35 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、職場における職員の安全と健康の確保及び快適な作業環境形成の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 千葉県職員定数条例（昭和 24 年千葉県条例第 31 号）第 2 条第 1 項の表に掲げる者及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。ただし、教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員、消防職員並びに病院局の職員は除く。
- (2) 市長等 市長その他の任命権者（教育委員会、消防長及び病院事業管理者を除く。）をいう。
- (3) 事業所等 千葉県事業所事務分掌規則（平成 4 年千葉県規則第 3 号）別表第 1 に定める事業所及び行政機関をいう。

(市長等の責務)

第 3 条 市長等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、職員の安全と健康を確保するようにしなければならない。

(所属長の責務)

第 4 条 所属長は、所属職員の安全及び健康に留意し、職員の健康管理に必要な措置を講ずるとともに、総括安全衛生管理者から職員の安全及び健康について指示があったときは、適切な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第 5 条 職員は、法その他の関係法令及びこの規程を遵守するとともに、総括安全衛生管

理者、安全管理者、作業主任者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者及び産業医の安全又は衛生に関する指示に従い、労働災害の防止並びに健康の保持及び増進に努めなければならない。

第2章 総括安全衛生管理者等

(主任安全衛生管理者等の選任)

第6条 本市に主任総括安全衛生管理者及び健康管理医を置き、別表第1の事業場に次の各号に掲げる者を置く。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 安全管理者
- (3) 衛生管理者
- (4) 産業医

2 主任総括安全衛生管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

3 健康管理医は、医師のうちから市長が任命する。

4 第1項第1号から第3号までに掲げる者は、職員のうちから市長等が選任する。

5 第1項第4号に掲げる者は、医師のうちから市長等が選任する。

(主任総括安全衛生管理者の職務)

第7条 主任総括安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者を指揮監督し、職員の安全衛生に関する事項を統轄する。

(健康管理医の職務)

第8条 健康管理医は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第14条に規定する事項のうち職員全体に関すること。
- (2) 法第66条第1項から第4項までの規定に基づき実施した健康診断に係る結果の判定に関すること。
- (3) 法第66条の8第1項及び第66条の8の2第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること（産業医が実施するものを除く。）。
- (4) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること（産業医が実施するものを除く。）。
- (5) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年千葉市条例第43号）第2条第1項の規定に基づき休職を命ぜられた職員又はその管理監督者との面接指導に関すること。
- (6) 産業医との連絡調整に関すること。

(総括安全衛生管理者の職務)

第9条 総括安全衛生管理者は、所管する事業場の安全管理者及び衛生管理者を指揮監督

するとともにその職務を統括管理する。

(安全管理者の職務)

第 10 条 安全管理者は、総括安全衛生管理者の指揮の下に次の各号に掲げる職務を管理する。

- (1) 職員の危険を防止するための措置に関する事。
- (2) 職員の安全のための教育の実施に関する事。
- (3) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (4) その他労働災害を防止するため必要な業務に関する事。

2 安全管理者は、前項の目的を達成するため、毎週 1 回以上担当する事業場を巡視するものとする。

(衛生管理者の職務)

第 11 条 衛生管理者は、総括安全衛生管理者の指揮の下に次の各号に掲げる職務を管理する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 職員の衛生のための教育の実施に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (5) その他労働災害を防止するため必要な業務に関する事。

2 衛生管理者は、前項の目的を達成するため、毎週 1 回以上担当する事業場を巡視するものとする。

(産業医の職務)

第 12 条 産業医は、次の各号に掲げる職務を管理する。

- (1) 健康診断の実施及びその結果の基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (2) 法第 66 条の 8 第 1 項及び第 66 条の 8 の 2 第 1 項に規定する面接指導並びに法第 66 条の 9 に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (3) 法第 66 条の 10 第 1 項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第 3 項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。
- (4) 作業環境の維持管理に関する事。
- (5) 作業の管理に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関する事。
- (7) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- (8) 衛生教育に関する事。
- (9) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、市長等又は総括安全衛生管理者に対して勸

告をし、衛生管理者に対して指導及び助言をする。

3 産業医は、少なくとも毎月1回（産業医が、市長等又は総括安全衛生管理者から、毎月1回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、市長等及び総括安全衛生管理者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回）以上担当する事業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するために必要な措置について市長等又は総括安全衛生管理者に対して勧告をしなければならない。

(1) 前条第2項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果

(2) 前号に掲げるもののほか、職員の健康障害を防止し、又は職員の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て市長等又は総括安全衛生管理者が産業医に提供することとしたもの。

4 産業医は、前2項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、市長等又は総括安全衛生管理者の意見を求めるものとする。

(安全衛生推進者等)

第13条 法第12条の2の規定に基づく安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）は、省令第12条の2に規定する規模の事業場に置く。

2 安全衛生推進者等は、職員のうちから市長等が選任する。

(安全衛生推進者等の職務)

第14条 安全衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮の下に、第10条第1項各号の職務を担当する。

2 衛生推進者は、総括安全衛生管理者の指揮の下に、第11条第1項各号の職務を担当する。

(作業主任者)

第15条 法第14条の規定に基づく作業主任者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条に規定する作業を行う作業場に置く。

2 作業主任者は、職員のうちから市長等が選任する。

(作業主任者の職務)

第16条 作業主任者は、事業所等の長の指揮の下に、当該作業に従事する職員の指揮その他の省令に定める事項を行う。

第3章 衛生委員会等

(委員会の設置)

第17条 法第18条及び第19条の規定に基づく衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する事業場は、別表第2のとおりとする。

(衛生委員会の所掌事務)

第18条 衛生委員会は、次の各号について調査審議し、市長等に報告するものとする。

(1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
(安全衛生委員会の所掌事務)

第19条 安全衛生委員会は、次の各号について調査審議し、市長等に報告するものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全及び衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険の防止並びに健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
(組織)

第20条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもののうちから市長等が指名した者
- (2) 安全管理者及び衛生管理者のうちから市長等が指名した者
- (3) 産業医のうちから市長等が指名した者
- (4) 当該事業場の職員で、安全又は衛生に関し経験を有するもののうちから市長等が指名した者

2 前項に掲げる委員数については、別表第3のとおりとする。ただし、前項第2号から第4号までに掲げる委員の半数については、職員団体が推薦した者とする。

3 委員会に議長を置き、議長は第1項第1号に掲げる者になるものとする。

4 議長に事故があるときは、第1項第2号に掲げる者のうち議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、委員が当該事業場の職員でなくなったときは、委員の職を解任されたものとする。

(委員会の運営)

第22条 委員会は、議長が毎月1回以上招集するものとする。

2 議長は、安全管理者、衛生管理者、産業医又は委員の3分の1以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(関係職員の出席)

第 23 条 議長は、必要があると認めるときは、委員会に関係職員の出席を求めその説明又は意見を聞くことができる。

(部会の設置)

第 24 条 委員会の下部組織として、別表第 2 に掲げる「本庁その他」の事業場に部会を設置することができる。

2 部会の設置、その他部会に関し必要な事項は、別に定める。

(千葉市中央安全衛生委員会の設置)

第 25 条 職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の実現を図るための重要事項を調査審議し、各委員会の活動の調整を行うため、千葉市中央安全衛生委員会を設置する。

2 千葉市中央安全衛生委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(産業医連絡会議の設置)

第 26 条 産業医の職務遂行に当たり、事業場間の情報交換を行うため、産業医連絡会議を設置する。

2 産業医連絡会議の議長は、健康管理医とする。

3 産業医連絡会議の議長は、必要があると認めるときは、産業医連絡会議に産業医以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

第 4 章 健康管理

(作業環境の測定)

第 27 条 市長等は、法第 65 条の規定に基づき、作業環境測定を行い、作業環境を快適な状態に維持管理するよう努めなければならない。

(健康診断)

第 28 条 市長等は、省令に基づく健康診断その他市長等が必要と認める健康診断を実施する。

2 市長等は、衛生管理者その他適当と認める者に、健康診断に係る事務を補助させることができる。

3 職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、市長等が指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を希望しない職員及び長期間にわたり職務に従事していないため、当該健康診断を受けることができない職員はこの限りでない。

4 市長等が指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を希望しない職員は、他の医師により当該健康診断と同一項目について健康診断を受け、その結果を証明する書類を提出しなければならない。

5 所属長は、所属職員に健康診断の受診漏れのないよう配慮しなければならない。

(判定及び通知等)

第 29 条 健康管理医は、健康診断の結果に基づき、職員の健康状態を別表第 4 に掲げる勤務の面及び医療の面の区分の組み合わせにより判定しなければならない。

2 健康管理医は、前項の規定により職員の健康状態を判定したときは、当該職員が属する事業場の総括安全衛生管理者に対し、判定の結果を通知しなければならない。

3 総括安全衛生管理者は、前項の通知を受けたときは、就業上の措置の必要性の有無及び講ずべき措置の内容等について産業医から意見を聴かなければならない。

(事後措置)

第 30 条 市長等は、前条第 1 項の判定結果及び同条第 3 項の意見に基づき、職員の勤務条件等について適切な措置を講じなければならない。

(療養後の義務)

第 31 条 前条の規定による措置又は保健指導を受けた職員は、医師又は保健師の指示に従い、療養に専念する等健康の回復に努めなければならない。

(産業医に対する健康管理等に必要な情報の提供)

第 32 条 市長等及び総括安全衛生管理者は、産業医に対し、省令第 14 条の 2 第 2 項の規定に定めるところにより、同条第 1 項各号に掲げる情報を提供しなければならない。

第 5 章 職員健康審査会

(職員健康審査会)

第 33 条 職員の健康管理上の措置を適切に行うため、本市に職員健康審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事項を審査し、又は審議し、市長等に意見を述べるものとする。

(1) 法第 68 条の規定による就業禁止及びその解除に関すること。

(2) 地方公務員法第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職及び同号の規定により休職している職員の復職に関すること。

(3) 医療機関への受診命令に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、審査会が職員の健康管理に関し必要と認める事項

3 審査会は、消防長及び病院事業管理者からその任命に係る職員について、前項各号に掲げる事項につき審査又は審議を依頼されたときは、これを審査し、又は審議することができる。

4 前 3 項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 雑則

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第 34 条 市長等及び総括安全衛生管理者は、法その他の関係法令及びこの規程による措置の実施に関し、職員の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、職員の健康の確保に必要な範囲内で職員の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

(補則)

第 35 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 58 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 10 月 1 日訓令（甲）第 8 号）

この訓令は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 7 月 23 日訓令（甲）第 10 号）

この訓令は、昭和 60 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日訓令（甲）第 3 号）

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 7 月 21 日訓令（甲）第 5 号）

この訓令は、昭和 61 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 31 日訓令（甲）第 2 号）抄

1 この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 7 月 1 日訓令（甲）第 6 号）

この訓令は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 25 日訓令（甲）第 3 号）

この訓令は、昭和 63 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 1 日訓令（甲）第 4 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 25 日訓令（甲）第 7 号）

この訓令は、平成元年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成元年 11 月 1 日訓令（甲）第 9 号）

この訓令は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 2 日訓令（甲）第 5 号）

この訓令は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 30 日訓令（甲）第 6 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日訓令（甲）第 11 号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 30 日訓令（甲）第 2 号）抄

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 15 日訓令（甲）第 7 号）

この訓令は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 13 日訓令（甲）第 1 号）

この訓令は、平成 7 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 15 日訓令（甲）第 2 号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日訓令（甲）第3号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月31日訓令（甲）第6号）

この訓令は、平成8年6月1日から施行する。

附 則（平成9年7月25日訓令（甲）第4号）

この訓令は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日訓令（甲）第3号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日訓令（甲）第1号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日訓令（甲）第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日訓令（甲）第3号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月30日訓令（甲）第5号）

この訓令は、平成15年5月1日から施行する。

附 則（平成19年6月8日訓令（甲）第5号）

この訓令は、平成19年6月8日から施行する。

附 則（平成22年10月8日訓令（甲）第6号）

この訓令は、平成22年10月12日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令（甲）第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令（甲）第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令（甲）第4号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日訓令（甲）第7号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年6月2日訓令（甲）第3号）

この訓令は、平成28年6月2日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令（甲）第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日訓令（甲）第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日訓令（甲）第1号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

事業場	総括安全衛生 管理者	安全管理者	衛生管理者	産業医
	人	人	人	人
保健所等	1		1	1
農政センター	1		1	1
動物公園	1		1	1
中央区役所	1		2	1
花見川区役所	1		1	1
稲毛区役所	1		1	1
若葉区役所	1		2	1
緑区役所	1		1	1
美浜区役所	1		2	1
中央・美浜環境事業所	1	1	1	1
若葉・緑環境事業所	1	1	1	1
花見川・稲毛環境事業所	1	1	1	1
中央・美浜土木事務所	1	1	1	1
花見川・稲毛土木事務所	1	1	1	1
若葉土木事務所	1	1	1	1
緑土木事務所	1	1	1	1
保育所等（保育所及び認定 こども園をいう。以下同 じ。）	1	1	3	1
児童相談所	1		1	1
本庁その他	1		5	1

別表第 2

委員会	事業場
-----	-----

衛生委員会	保健所等 農政センター 動物公園 中央区役所 花見川区役所 稲毛区役所 若葉区役所 緑区役所 美浜区役所 児童相談所 本庁その他
安全衛生委員会	中央・美浜環境事業所 若葉・緑環境事業所 花見川・稲毛環境事業所 中央・美浜土木事務所 花見川・稲毛土木事務所 若葉土木事務所 緑土木事務所 保育所等

別表第3

事業場	総括安全衛生 管理者	安全管理 者	衛生管理 者	産業医	その他の 委員	計
	人	人	人	人	人	人
保健所等	1		1	1	4	7
農政センター	1		1	1	4	7
動物公園	1		1	1	4	7
中央区役所	1		2	1	3	7
花見川区役所	1		1	1	4	7
稲毛区役所	1		1	1	4	7
若葉区役所	1		2	1	3	7
緑区役所	1		1	1	4	7

美浜区役所	1		2	1	3	7
中央・美浜環境事業所	1	1	1	1	3	7
若葉・緑環境事業所	1	1	1	1	3	7
花見川・稲毛環境事業所	1	1	1	1	3	7
中央・美浜土木事務所	1	1	1	1	3	7
花見川・稲毛土木事務所	1	1	1	1	3	7
若葉土木事務所	1	1	1	1	3	7
緑土木事務所	1	1	1	1	3	7
保育所等	1	1	3	1	9	15
児童相談所	1		1	1	4	7
本庁その他	1		5	1	6	13

別表第 4

区分		判定内容
勤務の面	A 通常勤務	通常の勤務を行ってよいもの
	B 要注意	心身の状態に注意しながら、平常の勤務を行ってよいもの
	C 要制限	勤務時間の短縮、配置転換その他適当な方法により作業勤務を軽減する措置を講じ、病状の経過観察を行う必要があるもの
	D 要休業	勤務を休む必要があるもの
医療の面	I 健康	治療及び観察を必要としないもの
	II 要観察	医師による観察を必要とするもの
	III 要治療	医師による治療を必要とするもの